

【改定】建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(令和3年9月1日以降施工中の工事から適用)

受発注者双方にメリットがある遠隔臨場の利用を促進するため、以下のとおり改定します。

1. 要領から「ウェアラブルカメラ」の表記を削除

「ウェアラブルカメラ」のような特別な機器が無ければ実施できないイメージを払拭するため、日常的に使用するスマートフォンやタブレット等といった表記に改めました。

2. 工事の途中から遠隔臨場を実施する場合の手続きを追加

これまで、遠隔臨場を実施する場合は、当初の施工計画書に記載しなければいけないとしていましたが、途中から実施する場合の手続き(工事打合簿に必要事項を記載して監督員へ提出)を追記して遠隔臨場の利用を促します。

3. 施工計画書(工事打合簿)に記載する内容を簡略化及び記載例を追加

これまで、「適用種別」「機器の仕様」「施工検査等の実施方法」の3つを詳しく施工計画書に記載する必要がありましたが、資料に記載しておりますように「遠隔臨場を実施すること」と「使用する機器の名前」と「使用するweb会議システム」を記載する形でも良いこととし、受注者の負担を削減しました。

【記載例】

(8) 施工管理計画

5) 施工検査、材料確認、立会等

本工事では「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」(青森県県土整備部)に基づき、遠隔臨場を実施する。施工検査等の際はその都度、受発注者協議により、遠隔臨場と臨場を適宜使い分ける。

使用機器 : iPad

Web会議システム : LINE ビデオ通話

4. 映像と音声の配信に関する仕様を変更

これまでも、協議により転送レートを9Mbps以上から1Mbps以上に落とすことを可能としていましたが1Mbps以上を標準値とし、特別な機器でなく、スマートフォンやタブレットでの実施を標準としました。

5. 記録と保存について補足を追加

こちらもこれまでと運用は変わらないのですが、補足を追加します。

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するだけで良く、記録と保存を行う必要はありません。施工検査確認書及び出来形管理図表に施工検査の結果を記録するのは、発注者側で行うこととなります。また、材料確認においては材料確認書、立会においては確認・立会依頼書に記録することとなります。

6. 発注者指定型とする工事の例を新たに掲載

- ・発注公署から施工現場までの移動時間が片道約5分以上の工事で発注者が必要と判断した工事
- ・立会頻度が多い工事
- ・その他、発注者が必要と判断した工事

なお、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策の原則化について(令和3年8月25日)が適用されている間は、原則、打合せをWeb会議で行うこととなるため、遠隔臨場についても電波の届かない現場を除き、原則全ての工事で発注者指定型とするものですが、全ての施工検査等を必ず遠隔臨場で行わなければならないというわけではなく、現場入場前に体温を確認し、マスクを着用するなど感染予防対策を実施したうえで、臨場により施工検査等を行うこととし、立会頻度や移動に要する時間、受発注者のスケジュール等により、その工事の中で適宜、臨場と遠隔臨場を使い分けることとします。

7. 発注者指定型における費用負担について補足を追加

発注者指定型及び新型コロナ対策で遠隔臨場を実施する場合は、その費用を発注者が設計変更時に受注者からの見積を基に計上することとしていますが、費用の上限について規定していなかったことから、

「必要最低限の環境を整えるためのスマートフォンやタブレット等のリース料金(賃料)、通信費、web会議システムの使用料を基本とする」

と、決めました。